

令和 2 年 3 月 4 日開会

令和 2 年 3 月 1 8 日閉会

令和 2 年

第 1 回定例会会議録  
(第 3 日目)

小豆島町議会

開議 午後1時01分

○議長（谷 康男君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日は3月4日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会報告、また追加議案が提案されております。

なお、本日の議事日程につきましては、3月11日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後1時02分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、監査委員からの例月出納検査の結果報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第7号、議案第9号、議案第15号及び請願第1号に対する総務建設  
常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） それでは、日程第1、議案第7号、議案第9号、議案第15号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。中松委員長。

○総務建設常任委員長（中松和彦君） 令和2年3月18日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
総務建設常任委員会委員長中松和彦。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月4日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和2年3月6日、9日、10日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第9号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

総括意見。

新型コロナウイルスの影響に十分配慮した予算の執行に努められたい。

(4)請願第1号日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願。

不採択と決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第7号、議案第9号、議案第15号及び請願第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第16号から議案第21号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、議案第16号から議案第21号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 令和2年3月18日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月4日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和2年3月11日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第16号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第17号令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第18号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第19号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第20号令和2年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第16号から議案第21号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第7号、議案第9号、議案第15号から議案第21号及び請願第1号  
に対する討論及び採決

○議長（谷 康男君） それでは、日程第3、議案第7号、議案第9号、議案第15号から  
議案第21号及び請願第1号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

固定資産税の前納報奨金を廃止するということですが、これまで前納してきた町民にとっては実質増税になるということであり、町民の負担が増えることには賛成できません。

また、土庄町が廃止を予定していないことも町民から理解を得られないのではないのでしょうか。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番中松議員。

○6番（中松和彦君） 私は、議案第7号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

今回の改正内容である固定資産税の前納報奨金の廃止についてですが、前納報奨金制度は戦後の混乱期に地方税制の理解と納税意欲向上のために創設されたもので、創設から半世紀以上経過した中で当初の目的はおおむね達成したと言えます。

この制度は固定資産税のみで実施しており、前納報奨制度を実施していない他の税目との公平性、また前納しない人との公平性を考え、さらに制度創設の目的もおおむね達成していることから、実施するものであります。

施行までに1年の猶予も設け、周知を図るとのことですので、私は議案第7号に賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第9号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、これから

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第15号令和2年度一般会計予算について反対の立場で討論を行います。

予算の中には、小学校トイレ改修事業や一般住宅リフォーム助成事業など、町民の願いに応えた予算は歓迎するものです。

しかし、国保への繰り入れを減額して保険料の軽減措置をやめたこと、部落解放同盟への補助金580万円を初めとする多額の同和関連予算が全く見直しもされず計上されていること、さらに議員や特別職の期末手当の引き上げがされるなど、歳出については町民の負担増につながり、理解が得られないものがあることから反対をいたします。

マイナンバーカード関連など、町民にとって不必要な予算があり、消費税増税などにより町民の暮らしが大変になる中、暮らしを支える施策が不十分だと考えます。特に、子育て支援策については子育て世代包括支援センターを新設するとのことですが、これまで求めてきた給食費の無料化や子ども医療費の年齢引き上げなど、具体的な施策が不十分だと考えます。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 私は、議案第15号につきまして賛成の立場で意見を述べたいと思います。

令和2年度小豆島町一般会計予算は、松本町長が掲げる小豆島町を人が集い元気な町にしていくための施策として健康福祉の町、定住交流の町、産業の町、教育文化の町のそれぞれの分野で多岐にわたる事業を積極的に推進するとともに、これらの事業を遂行するた

めに行財政改革の推進に取り組み、小豆島の最大の課題である人口減少、少子・高齢化を克服しようとする必要な予算を計上しております。

国保につきましては、激変緩和措置を行った上での来年度からの値上げでございますし、同和関連につきましては、これまでも地区住民の自主自立を図るためのさまざまな施策を実施してきたところであります。

マイナンバーにつきましては、人口減少の少子・高齢化社会を迎える時代にとって、住民の利便性を向上するとともに、行政の無駄を削減し、公正公平な社会を実現するために不可欠な制度であります。そのため、最新のICT技術を活用することにより、リスクの軽減とメリットの拡大を適切に発信し、住民に安心と希望を提供していただきたいと思いますので、私はその関連する予算に賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第16号令和2年度国民健康保険事業特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

今年度まで保険料軽減措置が行われ、一般会計から繰り入れられていたものが減額され、国保加入者にとっては大きな負担増となります。これまでも高く払えないと声が上がっていた国保の負担増は町民の生活に大きな影響を与えます。

軽減措置を引き続き行い、国保税の引き下げをすることを求めるものです。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番安井議員。

○11番（安井信之君） 私は、議案第16号について賛成の立場で意見を述べたいと思い

ます。

国民健康保険制度は、地域住民を対象とした国民皆保険の最後の受け皿であります。皆保険を実現する上で非常に重要な役割を果たしており、小豆島町においても医療と保健、福祉を支える重要な基盤となるものです。令和2年度予算における歳入は小豆島町国民健康保険税条例に基づいた税収を確保するとともに、課題であった一般財源による赤字補填を解消したものであること、また歳出において県が示す国保事業納付金や療養給付費等の保険給付に必要な費用、健康づくり事業、医療費適正化事業、特定健診事業など、国保の広域化及び国民健康保険制度の適切な運用を図るために必要な予算を計上したものでありますので、私は議案第16号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第16号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第17号令和2年度後期高齢者医療事業特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして負担増と差別医療を強いる医療制度であること、そして来年度保険料が引き上げられることです。消費税増税、年金の引き下げなどにより、高齢者の生活はますます大変になっている中での負担増は認められません。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番安井議員。

○11番（安井信之君） 私は、議案第17号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。



後期高齢者医療事業というのは、国保事業を守るために別制度にしたというふうに認識しております。その中で運営をやっていくべきものだと思っておりますので、私は議案第17号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第17号令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号令和2年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和2年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第1号日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、請願に反対の方から発言を許します。6番中松議員。

○6番（中松和彦君） 私は、請願第1号に反対の立場から意見を述べたいと思います。

核兵器のない世界の実現は誰もが切望するものではありませんが、これまでの北朝鮮によるたび重なる飛翔体発射等を目の当たりにしますと、現在の状況は非常に憂慮すべき事態と考えます。専守防衛を標榜する日本にとって、アメリカの核の傘に守られていることは紛れもない事実であります。世界で唯一の被爆国として、核兵器の使用を容認するのでは

ありませんが、核抑止力を否定するものでもありません。

よって、私は請願第1号に反対します。

○議長（谷 康男君） 次に、請願に賛成の方の発言を許します。9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私は賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

日本に原発ができたのは当時アトムズ・フォー・ピース、原子力の平和利用と言われました。実際によく見ると、最近の、中でも特にチェルノブイリ、ソ連のですけど、これが8,000キロあるのに風で流れてきました。ですから、原子力というのは大変怖いものだというふうに思います。そういった意味で、私もそうはいつでもこの日本の状態はどうか、この間の3月11日の東北の大地震のときの資料を持ってまいりました。46ページも、各社全部なんですね。朝日も読売も産経も毎日も日経も四国も農業新聞も全部なんです。ですから、そういった意味ではこれについては後で鍋谷さんが申し述べるとは思いますけど、ぜひこれを通してほしいというふうに思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、請願第1号日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

2017年に122の国と地域の賛成で採択された核兵器禁止条約の批准国は今35カ国に達し、国連総会で核兵器廃絶諸決議が圧倒的多数の賛成で採択され、核兵器禁止、廃絶を求める世界の流れは勢いを増し、被爆75年の年に非人道的な核兵器の廃絶に向け、国際社会が大きな一歩を踏み出そうとしています。日本は広島、長崎に原爆が投下された唯一の戦争被爆国として、本来であれば核兵器の恐怖や非人道性を世界に説き、核兵器の指導的役割を果たすべき立場です。

ところが、日本政府は禁止条約を交渉する国連会議に参加せず、安倍首相は署名、批准を行う考えはないと述べてきました。禁止条約は核保有国と非核保有国の分断を深めるということをその理由にし、日本は橋渡しをするとしています。しかし、核保有国に同調、追随してどうして仲介を果たすことができるでしょうか。

禁止条約に背を向ける本当の理由はアメリカの核の傘のもとにあることです。安倍政権はアメリカの核抑止力イコール核の傘が自衛に不可欠という立場をとっています。アメリカも核戦力で日本を守ると述べています。日本は、自衛のためにはアメリカの核兵器の使用やその威嚇を認めているのです。これは、核兵器の使用がもたらす破滅的な人道的結果を深く憂慮し、全ての国がいかなる核兵器の使用を防止する責任を持っているとした核兵器禁止条約とは相入れないものです。しかも、核兵器の使用とその威嚇とともに、それを

援助、奨励、勧誘することも禁止した条約のもとで、核の傘を維持することはできません。

今日本政府に問われているのは、核兵器の非人道性を身をもって体験した被爆国として、そうした兵器を再び使用することを認めるのかどうかという根本的な問題であると思います。憲法9条と非核三原則を持ち、1,000万を超える国民が被爆者の訴えに応え署名をし、首長の7割がそれを支持し、440を超える地方議会が禁止条約に調印せよと決議しております。唯一の戦争被爆国である日本が率先してこの条約の発効に努力してほしいと願っていることは、思想信条の違いを超えた日本国民の多数の声だと思えます。

最後に、さきの総務建設常任委員会で誰ひとり反対の意見を述べず、議論をすることなく反対の採決をしたということは、そういった国民の声に大変不誠実な態度であったということを指摘をして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E工区）に係る工事請負契約の変更について）

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（小豆島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号専決処分の報告についてはあわせて町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第1号工事請負変更契約に係る専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和元年第3回定例会においてご議決をいただいた草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E工区）に係る工事請負契約について、工事内容の一部が変更になったことにより変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

また、報告第2号につきましては、小豆島町固定資産評価審査委員会条例において、引用する法律名の変更に伴い同条例の一部を改正するものであり、同様に町長の専決処分を行い、報告するものでございます。

内容につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告についての内容説明を求めます。人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 報告第1号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

追加上程議案集の2ページをお開きください。

本件につきましては、昨年9月11日開催の令和元年第3回定例会で議決いただき、また10月25日開催の第4回臨時会議にて消費税及び地方消費税の税率改定に伴う契約額変更の専決処分のご報告をさせていただきました。

国道436号線の南側にあります草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E工区）でございます。

工事着工後、現場精査によりまして、3ページの変更概要に記載しておりますように、足場、塗装面積や外壁爆裂部等の増減が発生いたしました。結果、8,808万3,600円となり、現契約額より173万3,600円の増額となりましたことから、地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の議決をいただいた契約金額の10分の1以内の変更契約でございますので、令和2年1月17日付で工事請負変更契約締結について専決処分させていただいたものでございます。したがって、同条第2項の規定に基づきまして、議会にご報告するものでございます。以上、簡単ですが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第2号専決処分の報告についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 報告第2号専決処分の報告について説明させていただきます。

上程議案集の4ページをお願いいたします。

小豆島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、改正いたしましたので、報告させていただきます。

次の5ページ、6ページが改正内容でございます。

まず、国はデジタル技術を活用し、行政手続の利便性を向上し、行政運営の簡素化と効

率化を図るため、その根幹となる行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律について、その法律名、条文構成を改正いたしました。法律名を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律とし、従前3条で規定された事項を第6項にて規定することといたしております。その改正法律を引用しております町の条例、小豆島町固定資産評価審査委員会条例において所要の改正を要することとなりました。平成18年議決をいただきました地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の第6項、法令の改正に伴い義務的に町の条例を改正することに該当いたしますので、県から教示を受けました令和2年3月2日に専決処分とし、同日施行といたしました。法律の施行日であります令和元年12月16日に遡及適用することといたしました。また、この条例運用に当たりまず固定資産評価審査委員会案件につきましては、平成28、29、令和元年にそれぞれ1件ずつありましたが、最後の案件につきましては昨年の8月19日に採決し、結審しておりますので、この条例の遡及適用に係る案件は全くありません。よって、地方自治法第180条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第22号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 造成工事に係る工事  
請負契約について

日程第7 議案第23号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る  
工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第22号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備造成工事に係る工事請負契約について及び日程第7、議案第23号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約の変更については、相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第22号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 造成工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に関し、造成工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第23号は、令和元年第2回臨時会においてご議決をいただいた仮設道路工事に係る工事請負契約の一部を変更することについて、同法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第6、議案第22号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 造成工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第22号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 造成工事に係る工事請負契約について説明申し上げます。

追加上程議案集の7ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格5千万円を超える本件工事の請負契約締結のため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご覧いただきまして、契約の目的につきましては、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備造成工事でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札により執行いたしました。契約金額は9,493万円でございます。契約の相手方は、小豆島町安田甲348番地-1、株式会社竹本組代表取締役竹本定でございます。

1ページめくっていただきまして、概要書のほうをつけさせていただいております。

項目の4、工期につきましては、町の指定する日から令和3年3月31日までとしております。

項目5の工事概要につきましては概要書記載のとおりでございますが、ここで9ページの図面のほうをご覧いただきたいと思っております。

本件工事では、図面に赤でお示しする範囲で土地形状の変更を伴います造成を行うものでございまして、地下水及び雨水の集水設備並びに場内の保有水すなわち汚水の集水に係る一部の設備工事を含むものとしております。

8ページに戻っていただきまして、項目6の入札業者につきましては、小豆島町入札指名人名簿登載業者のうち、土木工事Aランクに格付される11社を指名し、うち9社の応札がございました。以上、簡単ではございますが、議案第22号の説明を終わります。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 造成工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第7、議案第23号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第23号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約の変更につきまして説明申し上げます。

追加上程議案集の10ページをお願いいたします。

本件は、令和元年第2回臨時会で議決賜りました工事請負契約に関しまして、現地精査による数量の減少を理由とする変更契約に当たりまして、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

本件請負契約の変更につきましては、項目3でございます、契約の金額でございます、8,547万円から1,952万5千円を減額いたしまして6,594万5千円にしようとするものでございます。

1ページめくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

項目5の変更概要、変更の内容につきましては、変更後の数量をお示しさせていただきます、括弧内に変更前の数量を記載いたしております。各項目で増減はございますが、主に準備工事といたしまして設計計上いたしておりました立木伐採等に関する経費が大幅に減少したことから、請負金額の精算、減額を行ったものでございます。

本件工事につきましては、既存建物除却を除きまして事業地内での最初の工事であることから、仮設道路の工事範囲にかかわらず準備工事の範囲を事業地全体として立木伐採等の経費を計上いたしておりました。立木伐採等の費用計上に当たりましては、現地の立木調査の委託経費、調査業務に関する時間を節約するために、本件工事では100平米当たり50本の立木があるものと仮定して設計、計上いたしておりましたが、現実には仮定を下回ったことから、大幅な減額となったものでございます。

今回の最終処分場の整備工事の発注に当たりましては、複数工事の同時進行を考慮し、工期にロスが生じないこと、事業のトータルコストの削減を常に意識することなどをテーマとしておりまして、同一同種あるいは類似の工程にあつては極力1工事にまとめ、複数



の事業者が同一工程を同時進行するようなロスが生じないように、また後続の工事において手戻りが生じないように検討した上で工事を分割しておりました、今後も同様の考え方で進めていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが、議案第23号の説明を終わります。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 伐採の影響が大きく及んで減額になったと聞きましたが、盛り土掘削の立米数が全然違いますよね。これは当初の設計がいいかげんな設計と言うたらぐあい悪いかたとも思いますけど、その辺の可能性もあるんかなと思いますけど、現状で計画の断面等に変更はないというふうに考えておったらええんですか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） おっしゃるとおり、当初の設計どおりの断面等変更いたしておりません。当初想定しておりました掘削の量が想定よりも少なかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） これは余りにも、2千万円近い減額、最初の入札は何やったんかな。今安井議員が言われましたように、設計の時点でのミスというか考え方が違っていたのかな。余りにも大き過ぎて、これでしたら。これもう工事が始まって3月末には工期で終わるんですけど、もう少し早くわからなかったのか、今になって出てきたのがちょっと疑問になるんですけど、そのあたり。余りにも金額が大きいですから、何のために入札してやったのかというのが我々素人にはわからないんですけど、そのあたりを少し説明をお願いします。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 今回、用地購入に当たりまして、立木の補償については地権者との合意によりまして補償しないという方針で進んでおりました。したがって、現地の立木調査については現時点においても行っておりません。工事に着手するに当たりまして、立木の本数とか現実の数字を把握しておればもう少し少ない増減幅で収束したものと考えますが、あえて工事の前に除却すべき立木の数を調査するための委託料あるいはその調査期間を考慮して工期の延長、そういったものについて節約したいがために、全体の立木については仮定で、先ほど申し上げましたように100平方メートル当たり50本という想定で設計を組ませていただきました。結果、現地のほうに入りましてさほど立木の数が多くございませんでしたので、大きな減額となった次第でございますけれども、さ

らに重ねて申し上げますが、今回仮設道路工事のエリアのみならず、それ以外の本日ご議決賜りました造成工事のエリア、これについても立木の伐採を対象としてこの工事の中に盛り込んでおります。工事区域が比較的広域ですので、全ての立木の数の当初見込みより現実の数が少なかったということで大きな振れ幅となった次第でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 済みません、素人で全くわからないんですが、立木伐採が原因だと、それはこの変更概要のどの部分が該当するのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご指摘のとおりでございます。変更概要につきましては本件工事の主な部分について概況としてお示しさせていただいております。この工事の前提条件となります準備工として計上いたしました工事部分で大きな減額が生じてまいりましたので、この変更概要部分についてはお示しできていないのが現状でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） そうすると、木の伐採の処分量うか、台数で確認というふうな、最終的な積算というふうな形になっとんか、その辺どんなんですか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 車両台数であったか本数であったか、ちょっと済みません、今手元に資料がないんですけれども、おっしゃるとおり、非常に大きな減額につきましては立木の処分費、これが非常にウェートを占めておりまして、それが大幅に数量減となったことが原因でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） それでしたら、変更概要のところにそういうものも記載したほうがわかりやすかったんではないのかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 変更概要につきましては、当初臨時議会でご議決賜りました内容からの変更をお示しさせていただいております。そういった意味では確かにわかりにくいと思いますので、以降、変更部分については掲載するように努めたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） それに関連しますけど、立米とかそういうのだけで、金額で全然

それが見えてこない。やはり今課長が答弁されたように、そういったところもわかりやすく、どこが減ったから2千万円近い減額になったかいう、そんな表示を今後してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 確かにおっしゃるとおりかもわかりませんが、数量変更あるいは諸経費の関係もございますので、限られたと申しますか、コンパクトにそういった変更内容をおさめていくのができるかどうか、検討はさせていただきたいんですが、何らかの形でお示しできるようなことは今後検討したいと考えております。ただし、非常に詳細に出すとしますと、膨大な量になってきますので、このあたりにつきましては検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 2 4 号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 9 議案第 2 5 号 令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 2 号）

日程第 1 0 議案第 2 6 号 令和元年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算（第 1 号）

日程第 1 1 議案第 2 7 号 令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第  
2 号）

○議長（谷 康男君） 日程第 8、議案第24号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第

7号) から日程第11、日程第27号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)までは相関する案件ですので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(松本 篤君) 議案第24号令和元年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において減額補正をお願いいたします額は、8,148万1千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費マイナス176万2千円、総務費マイナス2,280万3千円、民生費マイナス1,230万6千円、衛生費プラス1,954万5千円、農林水産業費マイナス3,285万4千円、商工費マイナス918万7千円、土木費449万6千円プラス、消防費プラス361万7千円、教育費マイナス3,022万7千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

また、議案第25号国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第26号後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、議案第27号介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましても、担当部長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) 日程第8、議案第24号令和元年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長(大江正彦君) 議案第24号令和元年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の13ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,148万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億600万1千円とするものがございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表繰越明許費のように定めるものがございます。

第3条は地方債の補正でございます。第3表地方債補正のように変更を行うものがございます。

上程議案集17ページの第2表繰越明許費をお願いいたします。

表に記載のとおり、10の事業について繰り越しを行うものがございますが、このうち1番目のプレミアム付商品券事業1,550万円につきましては、3月末までの商品券利用後換金完了までに3カ月程度の日数を要するため年度内の完了が見込めないもの、2番目のわ

がまち未来会議開催事業71万5千円につきましては、去る2月29日に開催予定であったわがまち未来会議が新型コロナウイルス感染症の影響で延期となったもの、4番目のナラ枯れ防除事業629万円については、地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の実施が見込めなくなったもの、7番目の田浦浮棧橋整備事業2,043万2千円については、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして必要な資材の入手に不測の日数を要したため、年度内完了が見込めなくなったものでございます。

そのほかの6事業については、関係機関や地元関係者との調整、用地取得などに不測の日数を要したため、それぞれ年度内の完了が見込めなくなったものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。

今回の地方債補正につきましては、表に記載の8事業の実績見込み等によりまして変更を行うものでございまして、限度額全体で580万円の減額でございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

補正予算説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

13款分担金及び負担金、1項2目1節農業費分担金184万5千円の減につきましては、県営中山間地域総合整備事業及び県営ため池耐震化整備事業について今年度事業の精算見込みによりそれぞれ地元分担金が減額となったものでございます。

同じく、2項2目1節社会福祉負担金、老人ホーム入所者負担金145万8千円の減につきましては、対象者の減や高額負担入所者の死亡などによりまして入所者負担金が減額となったものでございます。

同じく、4目1節小学校費負担金75万9千円の減につきましては、池田放課後児童クラブの利用児童数の減による保護者負担金及びスポーツ安全保険負担金の減でございます。

15款国庫支出金から次のページの下段にかけましての16款県支出金、こちらにつきましては、各種の給付費や事業の精算見込み等によります国県支出金の増または減でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、6ページ下段でございます。

17款1項2目1節利子及び配当金40万4千円の増でございますが、こちらは説明欄記載の3つの基金利子の決算見込みによる増でございます。

ページ下段から次のページにかけての2項3目1節商品券売払収入3,500万円の減につきましては、プレミアム付商品券の販売実績によるものでございまして、購入対象者

3,450名に対して実際の購入者が1,700名にとどまったことによる売払収入の減でございます。

次に、18款1項1目一般寄付金50万円につきましては、町外の事業者から1件50万円、4目1節小学校費寄付金につきましては、苗羽小学校に対して1件3万1千円の寄付がありましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

同じく5目1節ふるさと納税寄付金6,300万円の増につきましては、ふるさと納税寄付金の実績見込みによる増額計上で、今年度のふるさと納税寄付金の総額は1億7,300万円を見込んだところでございます。

次に、19款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整の結果、2,269万7千円の減となったものでございます。

同じく4目1節庁舎整備基金繰入金から、1ページおめくりいただいて、19目1節文化財保護育成基金繰入金までは、充当事業に係る歳出の精算見込みに連動してそれぞれ減額または増額となったものでございます。

次に、21款諸収入、5項1目3節雑入131万6千円の減ですが、説明欄1は神戸常盤大学との域学連携交流事業の精算に伴う大学負担金の増、説明欄2は小豆島ふるさと村に貸与しております超小型モビリティ2台のリース料及び保険料の精算に伴うふるさと村負担金の減、説明欄3の後期高齢者健康診査受託費は受診者の実績減に伴う減額、説明欄4の町営住宅入居者敷金は新規入居者の増に伴う増額、説明欄5の日本スポーツ振興センター災害給付金につきましては、給付額の実績見込みによる減、説明欄6は香川大学教育学部と連携して実施した保育合宿事業に係る大学負担金の精算による減でございます。

歳入の最後になりますが、ページ下段から次のページにかけての22款町債でございます。こちらは地方債補正でもご説明したとおり、各事業の精算見込みにより、それぞれ増額または減額するもので、町債全体で580万円の減額計上でございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

今回の歳出につきましては、例年同様でございますが、各事業の精算見込みによる増減が主な内容でございます。

まず、1款議会費、1項1目議会費176万2千円の減につきましては、9節旅費につきましては議員視察研修等の精算見込みによる減、12節役務費以下につきましてはタブレット導入事業及び会議録委託料の精算見込みによる減でございます。

次に、2款総務費、1項7目企画費3,851万3千円の増でございます。こちらは、各種

事業の実績見込みによる減額を計上した一方で、歳入でご説明したとおり、ふるさと納税寄付金が6,300万円の増収見込みとなったことから、8節報償費の説明欄3、ふるさと納税特産品等で713万2千円、12節役務費の説明欄2、手数料で1,888万2千円、25節積立金の説明欄1、ふるさとづくり基金積立金で3,698万6千円、それぞれ増額計上したことによるものでございます。

なお、歳入で受け入れた1件50万円の一般寄付金でございますが、こちらも寄付者の意向に沿いまして、今後の町のオーリーブ振興に活用するため、一旦ふるさとづくり基金に積み立てることといたしております。

ページ下段から次のページにかけての14目公共交通対策費233万4千円の減でございます。こちらも、海技教育機構と連携して実施いたしました海洋体験教室、中山線のバス運行委託、小豆島オーリーブバスへの支援や高校通学定期購入費補助金などの実績見込みによる減でございます。

同じく16目財政調整基金費39万2千円の増でございますが、こちらは、歳入に計上いたしました財政調整基金及び減債基金の利子収入の増額分をそれぞれ積み立てるものでございます。

同じく17目庁舎整備費でございます。こちらは、旧内海庁舎解体撤去事業に過疎対策事業債ソフト分を増額充当いたしましたことに伴いまして、庁舎整備基金繰入金を減額する財源更正を行ったものでございます。

同じく18目文化芸術振興費1,249万9千円の減でございます。こちらは、そのほとんどが瀬戸内国際芸術祭2019の精算見込みによるものでございまして、地域住民の皆様のご協力などによりまして会期中の運営経費の節減が図れたほか、広島市立大学に学内の助成金をご活用いただいたことなどから減額となったものでございます。

同じく19目映像作品の素晴らしさを発信する記念事業費320万円の減ですが、こちらは高峰秀子出演映画の上演会と著名な俳優を講師に迎えた講演会を記念事業として予定しておりましたが、俳優のスケジュール調整が不調に終わったことから開催を見送ったこと、また新型コロナウイルス感染症の関係で東京での検討会を延期したことなどに伴い、減額となったものでございます。

同じく20目プレミアム付商品券事業費4,375万円の減でございます。こちらは、プレミアム付商品券の購入者が当初見込みの半数程度にとどまったことに伴う商工会への事業委託料の減額でございます。

1ページめくっていただきまして、2項1目税務総務費47万4千円の減ですが、こちら

は高松市ほか7市町が共同実施しております地図情報作成業務委託料の請負先による減額でございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費54万9千円の増ですが、こちらはマイナンバーカードの発行枚数の増や発行後5年経過による有効期限切れ通知業務が始まったことに伴う地方公共団体情報システム機構交付金の増でございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費754万円の減でございます。こちらは、サン・オーブ空調機器更新工事の精算、また申請者の減による保健医療関係職修学資金貸付金の減、出産一時金の実績見込みやシステム改修の見送りに伴う国保会計繰出金の減が主なものでございます。

同じく2目高齢者福祉費544万8千円の減でございます。こちらは、介護給付の増などに伴い28節の介護保険事業特別会計繰出金が164万円の増となった一方、老人ホームの入所者の死亡等によりまして13節の老人保護措置委託料が600万円の減となったことが主な要因でございます。

同じく3目後期高齢者医療費132万円の減ですが、こちらは電算システムの改修が先送りとなったことに伴い、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が減となったものでございます。

16ページ下段から次のページにかけましての5目障害者福祉費673万4千円の増でございますが、こちらは1節報酬から9節旅費まで及び19節の説明欄2の研修等参加補助金が特別支援学級の児童を対象としたワークショップ開催や研修参加など、ぬくもりと希望の島づくり事業の精算による減額でございます。19節説明欄1は障害支援区分認定審査会事業の精算による広域負担金の減額、1ページめくっていただきまして、20節扶助費は各種給付費の決算見込みにより299万3千円の増、23節償還金利子及び割引料472万4千円の増については平成30年度の障害者自立支援給付費の実績精算によりまして国への返還金が生じたものでございます。

次に、2項2目児童措置費473万2千円の減は、マイナンバー情報連携に関する児童手当システムの改修が国の補正予算により前倒しとなったことに伴い、13節委託料が68万8千円の増、児童手当の実績見込みによりまして20節扶助費が542万円の減となったものでございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費15万3千円の減ですが、こちらは救急医療対策費の精算により、小豆広域負担金が減額となったものでございます。

同じく2項予防費101万7千円の減ですが、これは風疹抗体検査の積極的な受診勧奨年



齢が年度途中で追加になったことに伴う事務費として11節需用費及び12節役務費が増、13節委託料は後期高齢者健康診査受診者の減に伴う業務委託料の減額でございます。

次に、2項2目塵芥処理費206万9千円の増については、クリーンセンター及びリサイクルセンターの管理運営経費の精算による小豆広域負担金の増でございます。

次に、4項1目病院費1,864万6千円の増でございますが、まず19節負担金補助及び交付金、説明欄1は交付税算入額の確定に伴う小豆島中央病院企業団負担金の増、説明欄2は普通交付税の救急告示病院分が小豆島町に一括算入されておりますため、土庄町分を精算するものでございます。

1ページめくっていただきまして、6款1項1目農業委員会費90万6千円の減につきましては、農業委員や農地利用最適化推進委員が行う農地見回り活動に対する報酬の実績精算による減でございます。

同じく3目農業振興費237万2千円の減ですが、19節の説明欄1及び2はそれぞれ申請者がいなかったことによる皆減、説明欄3は農地集積支援事業に係る対象面積の増加に伴う補助金の増、説明欄4は支給対象者のうち1名の就農時期がずれたことにより、半年分を減額するものでございます。

同じく4目園芸振興費142万8千円の減ですが、こちらは19節の説明欄記載事業の実績による減額でございます。

同じく5目農地費75万6千円の増ですが、こちらは県営中山間地域総合整備事業及び県営ため池耐震化整備事業の精算に伴う負担金の増でございます。

同じく8目地籍調査費295万円の減は、7節賃金と13節委託料の実績精算による減額であります。なお、調査区域及び面積に変更はございません。

同じく9目オリーブ生産費151万1千円の減は、単独県費補助を活用して5事業者が取り組んだオリーブ生産拡大総合支援事業の実績精算による補助金の減額でございます。

同じく12目有害鳥獣対策費1,886万8千円の減は、19節説明欄の各種事業の実績による減でございますけれども、農地や市街地の防護柵設置や緩衝帯整備の申請が当初の見込みより減となったことが主な要因でございます。

次に、3項1目水産業振興費327万5千円の減でございますが、13節委託料は海底ごみ回収事業の実績による減額、19節負担金補助及び交付金の説明欄1は希望魚種の稚魚が確保できなかったことによる放流事業の見送りに伴うもの、説明欄2は漁業協同組合内の合意形成に手間取ったことによる事業の見送りにより、それぞれ補助金を皆減とするものでございます。

ページ下段から次のページにかけての3目漁港建設費230万円の減は、竹生漁港防波堤新設事業について、活用する補助事業を当初の漁港機能増進事業から地方創生港整備交付金に切りかえたことによりまして、基本計画の策定が不要となったため、これに係る委託料を減額するものでございます。

次に、7款1項2目商工業振興費468万3千円の減は、新しい産業づくり条例に基づく起業家支援の採択実績による減でございます。

同じく3目観光費につきましては、台風の影響によりまして8月の小豆島まつりが中止となりましたので、小豆島まつり補助金のうち花火のキャンセル料や準備経費などを除く不用額141万2千円を減額するものでございます。

同じく4目観光施設費309万2千円の減ですが、まず11節需用費100万円の減につきましては、更新を予定しておりましたふるさと村ロッジのエアコンについて、現状でふぐあいが生じていないため更新を先送りとしたことによるもの、13節委託料85万円の減は小豆島オリーブ公園に委託を予定しておりました環境保全型農業推進事業について、オリーブ公園の直営で実施したことによるもの、15節工事請負費124万2千円の減は手延そうめん館空調設備改修工事の請負差金による減でございます。

次に、8款土木費、2項3目道路新設改良費から4項2目港湾建設費までは、それぞれ県営事業の精算見込みによる負担金の増または減でございます。

5項1目住宅管理費126万3千円の減につきましては、民間住宅耐震診断・耐震改修事業及び民間危険ブロック塀等撤去事業の申請件数の実績見込みにより、それぞれ補助金が減となったほか、入退去者の変動により歳入で増額計上いたしました町営住宅敷金56万2千円を基金に積み立てるものでございます。

ページ下段から次のページにかけての3目改良住宅改善事業費70万4千円の減については、改良住宅更新事業等の協議組織となるまちづくり協議会の設立に向けた会議、視察研修等の精算による各費目の減でございます。

次に、9款1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金361万7千円の増につきましては、常備消防職員の人件費の増あるいは旧内海分署解体撤去費の精算に伴う小豆広域消防費負担金の増でございます。

次に、10款1項2目事務局費1,427万2千円の減につきましては、各事業実績による講師謝礼の減、給付実績による地域改善対策高校・大学等奨学資金の減及び貸付実績による高校・大学育英事業貸付金の減でございます。

次に、2項1目学校管理費88万8千円の増につきましては、池田小学校の電話機の故障

及び老朽化により早急に交換機も含めた更新が必要となったものでございます。

同じく 2 目教育振興費103万 4 千円の減につきましては、スクールバスの修繕実績等によります修繕料の増、歳入で計上した寄付金を寄付者の意向に沿って苗羽小学校に対する学校振興補助金として計上したほか、給付対象者の減による各種扶助費の減を計上したものでございます。

同じく 3 目放課後児童クラブ事業費92万 5 千円の増については、補助基準単価の変動等によりまして内海学童保育センター運営委託料が増となったものでございます。

1 ページめくっていただきまして、3 項 2 目教育振興費180万 7 千円の減については、生徒に関係する事故の返納に伴う日本スポーツ振興センター災害給付金の減及び給付対象者の減による各種扶助費の減を計上したものでございます。

次に、4 項 1 目子育て共育費184万 3 千円の増については、7 節賃金から13節委託料の説明欄 1 までは香川大学教育学部との連携による保育合宿事業の精算による減、13節委託料の説明欄 2 は 5 歳児健診の実施実績による委託料の減、説明欄 3 は低年齢児、要配慮児の受け入れ増加等によります家庭保育サポート事業委託料の増でございます。

18節備品購入費173万 7 千円の増につきましては、すくすく子育て基金を活用して管理用備品として各幼・保のパソコン、DVDプレーヤーを購入するとともに公用車 1 台を購入するものでございます。

同じく 4 目保育所費1,596万 5 千円の減については、低年齢児の減など入所児の変動によりますせいけんじこども園施設型給付費負担金の減でございます。

次に、5 項 1 目社会教育総務費 4 万円の減につきましては、広域の教育支援センター運営費等の精算に伴う小豆広域負担金の減でございます。

2 目公民館費103万 3 千円の増は、二生公民館玄関上部の屋根の経年劣化によりまして強風で屋根の銅板が一部吹き飛ばされたほか、下地の劣化も激しいため、周辺への危険防止のため早急に修繕を行うものでございます。

3 目図書館費40万円の減は、今年度においてエアコンの一部を更新する予定でしたが、来年度で全面的に更新することとしたため、今年度実施を見送ったものでございます。

4 目少年育成費 6 万円の減につきましては、少年育成センター運営費の精算に伴う小豆広域負担金の減でございます。

1 ページめくっていただきまして、7 目文化財保護費133万 8 千円の減でございます。こちらは文化財保護審議会の運営や現地調査、古文書調査保存事業、土庄町と 2 町で実施

しております農村歌舞伎調査事業などの実績見込みによる減額でございます。

以上、歳入歳出の補正額は8,148万1千円の減でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 27ページの公民館費のところですが、二生公民館は以前、何年か前に改修なりをやったと思うんですが、それから外れとるところなんですか。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 二生公民館の屋上部分の銅板でございます。何年か前に耐震改修を行いました。その折には耐震改修の工事のみで、老朽化している部分はそのままの部分も幾らかありました。そのうちの一つでございまして、一番上の屋上の、ぐるっと巻いている銅板がこの2月でしたかの突風で一部が剥がれまして、修繕ということで調査しておりましたら、また内側の木材の部分も結構老朽化といいますかぼろぼろになっているので、この際もう内側の木材の部分からやりかえるということで、今回補正で提案させていただきました。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 以前の改修のときには全然そういうふうな想定なりはできなかったということですか。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 以前の改修につきましては、耐震の改修を目的とした補助金をかましておりまして、補助金の対象となる工事部分を主にやったものでございます。一部まだそのままのところも残っていた工事となっておりますので、今回このような事態になったわけでございまして、その部分につきましては今回改修をするということでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 2点お尋ねします。

プレミアム付商品券の発行事業が半分しか出ていないということで、これはどういうことなのかと、ほかの自治体とか全国的にはどういう状況なのか、もしわかればお尋ねいたします。

それと、最後に言われた図書館の修繕料でエアコンの更新、エアコンが壊れて予算がついていたのにそれを今年度やらずに来年度全部やりかえるということ、どうしてそういうことになったのか。1年間大変暑い寒いで大変だったということを知っているんですが、

その辺をお願いします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） まず、プレミアム商品券の件でございますけども、プレミアム商品券が非課税世帯と子育て世帯が対象になりまして、非課税世帯の人数が約3,200人、子育て世帯が250人ということで、対象人数が約3,500人ほどおいでました。覚えておいでかどうかはわかりませんが、4千円を出して千円のプレミアムがつくという商品券を5冊買えるということで、要は2万円を出して2万5千円をもらう、5千円そこでプレミアムがつくということでございました。そして、子育て世帯は、年齢でいきますので全世帯にお配りします。それから、非課税世帯については、当然非課税の確認作業が必要となりますので、申し込みが来て非課税の確認をしてオーケーですよというような引きかえの券をお渡しして、それから皆さんが郵便局のほうへ引きかえに行っていて、そのときに今申しますように一度にプレミアム5千円手に入れるのであれば2万円のお金を持って行って2万5千円の商品券を買うというような、どうしても非課税のチェックをするということになるとそういう手間がかかるんですけども、やはりその辺でどうしても手間な部分、ちょっといい言葉が見つかりませんが面倒くさい部分、5千円直接くれるのであればいいんですけども、2万円出さないとその5千円が手に入らないという、その辺も全てが相まって、大体対象者が、まだ全部使うあれにはなっていないんですけども、申し込みの数からいって恐らく1,700人程度がお使いになるんじゃないかなという見込みでこれだけ減額をさせていただいております。済みません、ちょっと他町の情報はまだ入手できておりませんので、またわかり次第、ご報告できたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 先ほどの図書館のエアコンの修繕の件でございますが、当初今年度予定をしておりました40万円をかけて1階のエアコンの一部、調子が悪いといえますかききが悪いといえますか、そういうことで予定はしておりました。その中で業者に見てもらったところ、もう耐用年数も、全体の話なんですけども、図書館に建設当初から設置しているのを、機材等がもう古くなって25年以上経過しておりますので、耐用年数を過ぎています。この部分をもしやりかえたとしても後々また次々と調子が悪いところが出てくるということで、もう大規模改修といえますか、全て更新をして令和2年度にやりかえるというような方針に変えたということで、今年度の修繕を見送った経緯でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑。大川議員。

○7番（大川新也君） 今回の補正が8千万円くらいの補正になってますけど、これはいつも思うことなんですけど、補正で減額するということは事業が不調であったというふうな、何点かそういう点が出てきてこれだけ大きな金額になってるんじゃないかと思えますけど、そのあたりは31年度伸び悩んでいるのかなというふうに感じますが、いかがですか。

それと、この予算ですが、予算計上するに当たって、ある程度これくらいできるやろというふうな、適当なことは考えはないと思うんですけど、後で補正すればいいわと、できなければ補正すればいいわというふうなことでやっている事業もあるんじゃないかなと。多く見積もって計上して、できなければ補正で減額すればいいというふうな考えを持たずに、やはり目標を上げたからにはそれだけの達成を目指していくような予算のあり方が本当ではないかと思いますが、どうでしょうか。

もう一点、繰越明許費も結構大きな金額を繰り越ししておりますが、建設関係の寿命化とか道路の改良とか、これも工期を守らずに次年度に繰り越せばええというふうな考え方ではなしに、やはり業者には工期を守ってもらうとか、先ほど部長の説明で不測の日数を要したとか交渉に不測の日数を要したとかいうふうな、それは理由にならないと思うんですよね。コロナが原因だけじゃないと思うんです、これ。そういったところで、事業それぞれに真剣に工期を守るとか、そういうことも業者に徹底すべきだと思います。繰り越せばそれでいいんだというふうな考えはできるだけないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議員ご指摘のとおり、補正額が非常に多額の減額になっているということはやむを得ないところなんですけれども、例えば医療とか福祉の関係の給付費とか、そういったものは議会の回数が3月、6月、9月、12月ということですので、急に申請が多いとかそういった場合に対応するためには、ある程度そういったものは余裕を見ておく必要もございまして、工事につきましても実際にやってみると請負差金が出たりとか、そういうことがあってます。ただし、設計金額の予算は持つておかななくては入札ができませんので、そのあたりの差金を落としていくというのもこの機会にさせていただきます。そういった関係で、大きな減額は毎年3月の定例会で出ておりますけれども、議員がおっしゃるようにできるだけこういった大きな減額がないように、また事業が適正に執行できるように今後も努めてまいりたいと思っております。

それから、繰越明許費でございますけれども、これも単に事業者が工期を守らないということではございませんで、こちらのほうの発注がどうしても地元の調整等があつて遅れたりとか、そういったことで発注自体が遅れたケースも多々ありますし、当然用地の確保とかそういったことが遅れる場合もございますので、必ずしも業者が遅れたわけではなくて、行政サイドの不測の日数を要したという理由も多い点をご理解いただきたいと思います。

なお、当然ながら今年度の予算は今年度に執行するというのは大原則でございますので、議員おっしゃるようにできるだけ繰越明許費が生じないように、やむを得ない場合のみ繰越明許をさせていただくように努めてまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 放課後児童クラブの話なんですけども、コロナで1週間休みましてその次の週からまた再開しましたが、池田はそのまま再開で内海のほうは3つに分けて再開ということなんですけども、子供の、池田の場合でしたらそのまま同じ子が行きよつて、それまでおやつがあつたんがおやつがなくなつたと。それはどうしてかというたら、内海のほうがおやつがないから池田のも全部なしやと。それはちょっとおかしいん違うかと思うんですけど、その辺はどないですか。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） おやつ代の件でございますね。今回緊急事態のもとで放課後児童クラブを開催しました。ですので、いろいろ錯誤しながら行っているところでございますが、内海と池田とやはり同じようなお子様の取り扱いをしなければいけないだろうなという判断のもとでさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 藤本議員、これ補正予算とは全然。

（1番藤本傳夫君「いや、補正というより今の」と呼ぶ）

いや、これは補正予算に関しての質疑となっておりますので。

（1番藤本傳夫君「補正というか減額しとるからそれを言いよんやけどな」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第9、議案第25号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第25号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の19ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ7,964万7千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億7,347万円とするものでございます。

今回の補正は、一般被保険者療養給付費の増額に加え、保険事業費の減額、その他事業の増減に伴うものでございます。

続いて、その内容につきましては別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の33ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款県支出金、2項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金8,504万円でございます。これは、一般被保険者療養給付費の増加に対し香川県から全額を交付されるものでございます。

2節特別交付金は、小豆島中央病院が実施する保健事業に対し47万8千円の追加交付を受ける一方、町の保健事業は32万6千円の減額となり、差し引き15万2千円を増額するものでございます。

4款の財産収入、1項1目利子及び配当金2万6千円は、財政調整基金の利子でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金29万7千円は、電算共同処理委託料の減額に伴い、町の負担分を減額するものでございます。

次の4節出産育児一時金等繰入金は、出生数が見込みより少なかったため、町の負担分について5件分140万円を減額するものでございます。



次の2項1目財政調整基金繰入金は387万4千円の減額でございます。一般会計繰入金と同様、出生数が少なかったため、5件分の出産一時金に係る国保会計負担分70万円を減額するとともに、特定健診の受診者数が見込みより少なかったことなどにより、保健事業費について317万4千円を減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

35ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料は、調整交付金報告用のシステム改修を実施する必要が生じなかったことにより、29万7千円を減額するものでございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は、歳入で申し上げましたとおり、保険給付費の増加に伴い、8,504万円を増額するものでございます。

次の4項1目出産一時金は出生数の減により5名分210万円を減額するものでございます。

4款の保健事業費、1項1目保健対策費は、特定健診の受診率向上のための受診勧奨について業務の見直しを行い、事務費の削減が図れたことから通信運搬費を31万2千円、委託料を59万6千円減額するものでございます。

2項1目の特定健康診査等事業費は、特定健康診査の受診者数が当初見込みよりも少なかったため、259万2千円を減額するものでございます。

5款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金は、基金利子2万6千円を基金に積み立てるものでございます。

7款の諸支出金、3項1目直営診療施設勘定繰出金は、小豆島中央病院が実施する保健事業、在宅ケアとかそれから習慣病教室になりますが、これについて県の補助金が増額交付される見込みとなったことから、47万8千円を増額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第25号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 康男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷 康男君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷 康男君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第10、議案第26号令和元年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第26号令和元年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の21ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,118万5千円とするものでございます。

今回の補正は、本年度に予定しておりました後期高齢者医療システムのサーバーのOS、ウィンドウズ7から10へのバージョンアップ等について、委託先業者の都合によりシステム改修が本年度に実施できない見込みとなったため、本委託料を減額するものでございます。

これらの内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の42ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金でございます。システム改修の財源となる132万円を減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

44ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料でございます。これはシステム改修費132万円を減額するものでございます。

なお、本システムの改修につきましては、次年度、令和2年度予算において同額を計上させていただいておるところでございます。以上、簡単ではございますが、議案第26号令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） ウィンドウズ7はもうマイクロソフトからのあれが終わるとる

と思うんですが、今のうちは大丈夫なんですか。

○議長（谷 康男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 本件につきましては、業者のほうでなるべく早い時期にバージョンアップを行うとともに、現行システムについて全社を挙げて万全の態勢でバックアップをしますということで、ほかのシステムというかネットとつながってなくて、庁舎内の分でありますので、そこは大丈夫というふうに聞いております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号令和元年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第27号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第27号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の23ページをお願いします。

第1条は、既定の額から歳入歳出それぞれ2,418万2千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億9,413万3千円とするものでございます。

今回の補正は、認定調査費の減額のほか、介護給付費、地域支援事業費の増減について所要の補正を行うものでございます。

その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の49ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金546万2千円と2項の国庫補助金、1目調整交付金238万7千円は、介護給付費の増に伴う国庫負担金等の増額でござ

います。

次の2目総合事業調整交付金27万8千円と3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）67万2千円は、地域支援事業費の減少に伴う国庫補助金の減額でございます。

4款支払基金交付金につきましても同様に、介護給付費の増に伴い、1目介護給付費交付金を786万3千円増額するとともに、地域支援事業費の減に伴い、2目の地域支援事業交付金を90万7千円減額するものでございます。

5款の県支出金につきましても同様に介護給付費の増加に伴い、1項1目介護給付費負担金を400万1千円増額するとともに、地域支援事業費の減に伴い、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を42万円減額するものでございます。

同様に町の負担につきましても、7款繰入金において介護給付費の増加に伴い、1項1目の介護給付費繰入金を363万8千円増額するとともに、地域支援事業の減に伴い、2目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を42万円減額するものでございます。

次の5目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金につきましては、認定調査事業費等に不用額が生じる見込みから、157万8千円を減額するものでございます。

8款の繰越金につきましては、介護給付費の増加に伴う保険料負担分について前年度繰越金で充当するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

51ページをお願いします。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、19節の負担金補助及び交付金は、介護認定審査会の運営に係る小豆地区広域行政事務組合の負担金でございます。審査件数の減少に伴い、18万8千円を減額するものでございます。

次の3項2目認定調査等費でございます。4節共済費と7節の賃金は、認定調査員の人件費に係るもので、それぞれに不用額が生じる見込みであることから、減額をするものでございます。12節の役務費につきましては、認定調査期間の見直しにより認定申請件数が減少したことに伴い、主治医の意見書手数料を60万円減額するものでございます。

次に、2款保険給付費につきましては、サービスの利用の増加に伴い、それぞれ所要の補正を行うものでございます。

1項介護サービス等諸費、1目居宅サービス給付費は、訪問介護、訪問看護等の増加、逆に地域密着型サービス等の減により、差し引きしまして2,503万円を増額するものでござ

ございます。

2目の施設サービス費は、各サービスにおいて若干の増減があり、全体として160万円を増額するものでございます。

2項1目の予防サービス給付費は、給付の減により、283万円を減額するものでございます。

3項1目高額サービス費は、自己負担額に所得に応じた上限を設けることで利用者の負担を軽減するものでございまして、予算に不足が生じることから、167万円を増額するものでございます。

次ページをお願いします。

4項1目高額医療合算介護サービス費は、介護と医療をあわせて利用した場合に自己負担が著しく高額となった人の負担を軽減するもので、これも予算に不足が生じることから、220万円を増額するものでございます。

5項1目特定入所者介護サービス費は、宿泊サービスに係る低所得者の食費、居住費の負担を軽減するもので、これも予算に不足が生じることから、135万円を増額するものでございます。

6項1目の審査支払手数料につきましては、介護保険サービスの利用の増加に伴い、10万円を増額するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。軽度家事支援サービスと運動教室の事業費に不用額が生じる見込みのため、13節委託料を336万円減額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第27号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12から日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第12から日程第14を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了したので、会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、ご苦労さまでした。

閉会 午後2時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員